

令和5年第6回大豊町農業委員会議事録

1. 日 時 令和5年6月28日（水）午前10時00から

2. 場 所 大豊町役場 第3会議室

3. 出席委員（9人）

会長	4番	小川 進
委員	1番	原 亜由美
	2番	信高 昭男
	3番	宮川 利重
	5番	北村 栄治
	7番	小笠原 章仁
	8番	三谷 晴喜
	9番	上池 如夫
	10番	酒井 笑子

4. 欠席委員（0人）

5. 会議日程

第1 会議録署名委員の指名

第2 議案第13号 非農地証明願について

第3 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請について

第4 大豊（大豊町）農業振興地域整備計画の変更について

第5 その他

6. 会議に出席したもの

事務局長 永野 尊教

書記 都築 利弥

7. 会 議

〔議長〕

（出席委員の皆様がおそろいですので）ただいまより令和5年第6回大豊町農業委員会総会を開催いたします。

それでは、まず、定足数の報告をさせていただきます。

(欠席の連絡がありましたのは、 _____番 _____委員の _____名です。)

出席委員は、9名中 _____名で、大豊町農業委員会会議規則第10条に規定された定足数、委員の過半数を満たしておりますので、総会は成立いたします。

それでは本日の会議を開きます。

〔議長〕

それでは、日程第1「議事録署名委員の指名」を行います。議事録署名委員は、3番宮川利重委員、5番北村栄治委員のご両名にお願いいたします。

次に日程第2、議案第13号について事務局より説明をお願いします。

事務局に説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、まず資料については机にあります、クリップ止めの中のホッチキス止めをしている非農地証明願をご覧ください。議案第13号については、非農地証明願の申請となっております。申請地は、大豊町 _____の1筆で、台帳地目は田、現況地目は田です。申請書は2筆ありますが、もう1筆の _____は農業振興地域内になっているため、農業振興地域除外後の申請となります。申請者は記載のとおりです。こちらについては、6月23日に担当委員の小川会長と事務局永野、都築で現地確認を行いました。

申請地は長年耕作が行われておらず現在は雑種地となっており、また、所有者は高齢のため今後も農地としての管理は困難であるため、非農地とすることもやむを得ない状況かと存じます。

ご審議の程よろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第13号については、私が担当委員となっておりますので説明いたします。

先程事務局の説明がありましたとおり、当該農地は長期間耕作されておらず、雑種地化しております。今後も農地としての復旧は難しいものと思われ、非農地と証明して差し支えない事案と判断いたします。以上です。

それでは、これより質疑に入ります。ただいま説明いたしました議案第13号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

ないようですので、採決いたします。議案第13号について原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に日程第3、議案第14号を議題といたします。事務局より説明を求めます。

〔事務局書記〕

はい、1ページ目をご覧ください。議案第14号については、農地法第3条の所有権の移転案件となっております。申請地は大豊町■■■■■■■■■■他2筆で、申請理由は売買です。登記地目は畑で、現況地目は休耕畑となっており、面積は、409㎡です。譲渡人、譲受人は記載のとおりとなっております。

6月14日に譲受人立会いのもと三谷晴喜委員と事務局永野と都築で現地を確認して参りました。

お手元の資料20ページの農地法第3条における調査書をご覧ください。各号各項の許可判断についてご説明いたします。

まず1号の全部効率要件についてですが、譲受人は今回の申請農地を含めたすべての農地を耕作する予定であり、農地を効率的に耕作できるものと見込まれます。

2号の農業生産法人以外の法人規定につきましては、譲受人は個人ですので該当ありません。また3号の信託についても、信託でないので該当ありません。

4号の農作業常時従事要件については、6ページの耕作計画書にもありますとおり、必要な農作業日数について従事することが見込まれます。

5号の転貸禁止要件ですが、申請農地は譲渡人の所有する農地であるため該当ありません。

6号の地域調和要件ですが、譲受人はすでに申請地の管理に従事しており、周囲の農地管理についても弊害などが発生することはないと思われ、地域調和について、支障は生じないものと考えられます。その件に関しての現地調査についても、先に述べたとおり6月14日の現地確認の際に行っており、周辺農地の利用状況等を確認した際にも問題ないと判断いたしました。

以上のことから、農地法第3条2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いします。

〔議長〕

それでは、議案第14号について、担当委員より説明を求めます。8番三谷晴喜委員。

〔三谷晴喜委員〕

はい、8番三谷晴喜です。

先ほど事務局の説明にもありましたが、申請者は移住者であり、移住後農業をしており、すでに申請地の管理を行っているため、これからについても善良な管理が見込まれるものと考え、現地確認を行った際にも問題ないと判断しました。また、農地法第3条2項各号に該当しないとの事務局意見に賛同し、許可すべき案件であると考えます。以上です。

〔議長〕

それでは、これより質疑に入ります。ただいま、説明いたしました議案第14号について、発言のある方は挙手をお願いします。

（原委員）

確認ですが、調査書内には保有している機械の能力と書かれているが、申請書内には機械のことが書かれていないのでどうなのか。

（事務局書記）

機械に関しては所有していないと思いますので、調査書の文言が間違っているのもので、訂正をお願いします。

他にありませんか。

ないようですので、採決をいたします。議案第14号について、原案のとおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

挙手全員ですので、原案のとおり許可することといたします。

次に、日程第3、大豊町農業振興地域整備計画の変更について、大豊町長より意見を求められておりますので、議題といたします。事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、まず資料についてですが、配布しておりました15ページ、21ページについて郵送でお送りした分の記載に変更がありましたので、本日配布してあります、クリップ止め資料の当該変更に係る土地一覧表編入案件・除外案件のそれぞれの一覧表と差し替えをお願いいたします。

資料15ページをご覧ください。今回の変更につきましては、編入案件が3件4筆、除外案件が2件3筆となっております。編入案件は15ページ、除外案件は21ページにそれぞれ一覧表があります。

編入案件については、4件全てが中山間地域等直接支払制度に新たに加わる農地です。こちらについては、中山間直接支払制度担当者とともに、現地確認をおこなってまいりました。すべてのほ場で営農が行われています。

次に、除外案件について説明いたします。資料は21ページからになります。

整理番号1から2については、山林化、原野化等により、非農地証明を取得する予定のものです。22ページから整理番号ごとに位置図、附図を載せておりますので、ご確認ください。

今回の変更に係る農業振興地域農用地の面積については、編入面積が6,348㎡、除外面積が273㎡となります。説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

〔議長〕

ただいま説明のありました農業振興地域整備計画の変更について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

発言がないようですので、採決いたします。農業振興地域整備計画の変更について、異議なしの回答をすることに、賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

挙手全員ですので、農業振興地域整備計画の変更について異議なしの回答をすること

と決定いたします。

次に日程第4 その他の件について、事務局より説明をお願いします。

〔事務局書記〕

はい、次回7月総会の日程については、7月26日(水)10時からを予定しております。
よろしくお願いします。

〔議長〕

その他、何かございませんか。

(原委員)

以前の総会時に担い手支援協議会の小笠原正さんが抜けられたことで、代わりにどなたかやっていただけの方をということだったのですが、どうでしょうか。

〔議長〕

どなたかやっていただけの方はいませんか。

〔上池委員〕

推進していいのであれば、宮川委員を推薦します。

〔議長〕

会自体は年に数回しかないので。

〔上池委員〕

位置的な事を考えても宮川委員がいいと思ひまして。

〔議長〕

宮川委員やっただけですか。

〔宮川委員〕

わかりました。

〔議長〕

それでは宮川委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

他になにかございませんか。

〔上池委員〕

農業委員会で研修を行ってはどうか。現地など問題があるところを探して見に行つてはどうか。地域として先進的にやっているところなど。

〔事務局〕

皆さんのご都合の悪い月などがありましたら教えてください。

こちらでも先進地を調べてまたお伝えします。

〔複数委員〕

8月9月は現地確認等もあるので厳しいのではないのか。

〔事務局〕

また検討します。

〔酒井委員〕

シカネットをしてもらっていたが、今見ると管理する人材が少なく、倒れているのや、シカが引っかかっているものがあり機能していないため、管理をしないと意味がないので、管理をしていくべき。

これから人が減っていくうえで無駄にならないものがあればいいと思います。

〔上池委員〕

電気柵なども盗難被害があったりするのが大豊町の現状でもあり、見回りも行っていくべき。道路沿いに電気柵のソーラーを置かないようにしていくなど対応していくことが必要。

即効性があるのは猟友会に追いつけてもらうのがいいのではないのか。

〔事務局〕

現状として、罾を仕掛けられるのは30か所しか仕掛けられない。とれたとしても大きさによっては一人では処理が難しい。民間企業者との連携が取れてない。民間企業者の活動の理解がされていないのが現状。

話し合いが必要になってくるが、なかなか集まるのが難しい。

〔上池委員〕

猟友会としては縄張りがあるという意見があり、どうにかできないかと言ったが、その地区の縄張りがあるという意見があり、議会の方で視察に行った香美市でもそういう縄張りがあるのではないかと聞いたところ、その猟友会が一本にまとまってくれ、お互いが猟友会の中で話をしていくという話になったそうで、大豊でもそれができないかという話はさしてもらっている。

〔事務局〕

高齢化が進んでおり、またそういう資格を取ろうとする若い人が少なく、今そういう話し合いを持って対策をしていかないといけない。農業委員会としても違う形でそう

いう場を持って前に進む形をとっていくことが必要となっていくと思います。

〔議長〕

他にないでしょうか。それでは以上をもちまして、令和5年第6回大豊町農業委員会総会を閉会いたします。おつかれさまでした。